

浜田市障がい者計画・ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 基本理念

障がい者施策において重要な理念となる「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方のもと、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおいて必要な支援を受けながら、その持てる力を最大限に活かし、共に安心して暮らすことのできるまちをめざし、前回策定した計画から引き続き、以下の基本理念を掲げます。

一人ひとりがいきいきと輝き、
共に安心して暮らせるまち

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

リハビリテーション

障がいのある人の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、障がいのある人の自立と参加を目的とした、ノーマライゼーションをめざす理念。



2 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち

基本目標 1

差別解消及び
権利擁護の推進

- ① 啓発・広報
- ② 権利擁護と虐待防止
- ③ 福祉教育

基本目標 2

地域における生活
支援体制の充実

- ① 相談支援体制
- ② 情報・コミュニケーション

基本目標 3

障がいのある人
一人ひとりの自立
と社会参加の促進

- ① 療育支援
- ② 保育・教育
- ③ 雇用・就労
- ④ 社会参加
- ⑤ 地域福祉

基本目標 4

安全・安心な福祉の
まちづくりの実現

- ① 福祉サービス
- ② 生活環境
- ③ 防犯・防災体制

基本目標 5

障がい福祉サービ
ス等の提供体制の
整備

- ① 在宅生活を支える福祉
サービスの充実
- ② 日中活動事業の充実
- ③ 地域生活移行への支援の充実
- ④ 保健・医療サービスの充実

